

「日本医療・病院管理学会誌」

投 稿 規 程

1. 医療・病院管理学の分野に関連した「研究論文」「研究論叢」「研究資料」「報告」の他、「編集委員会への意見」の投稿を受付ける。
2. 投稿原稿は他誌に未掲載のものに限る。なお、投稿後は採否の決定の通知を受けるまでは他誌への投稿を認めない。
3. 同じ時期に、同じ著者（共著者を含む）から関連した内容の2つの原稿の投稿を認めない。例えば、「第一報」、「第二報」として提出する場合には、第一報の掲載が決まった後に、第二報を投稿する。但し、「研究論文」と「研究論叢」のように、希望する原稿種別が異なり、且つ、内容が補完する場合はこの限りではない。
4. 学会誌の各巻第1号に同号発刊時点の執筆要領が掲載されているが、最新の執筆要領が学会ホームページに掲載されているので、それにしたがって執筆すること。
5. 筆頭著者は投稿時に本学会会員であることを条件とするので、未入会であれば投稿時に入会の手続きを行う。なお、掲載決定時には共著者全員が本学会員となる必要がある。
6. 原稿は簡易書留で学会事務局に送付すること。なお、送付された原稿は返却しない。
7. 査読者から修正を求められた際には、各指摘事項に個別的に答えるとともに、本文中に修正箇所を明示して再投稿する。なお、査読者は編集委員会によって原則として2名が指名される。
8. 編集委員会が修正を求めた投稿原稿について、通知日から90日以上を経過しても再投稿されない場合には、投稿の取り下げとみなす。ただし、事前に通知し、編集委員会が正当な理由として判断した場合はこの限りではない。
9. 「研究論文」「研究論叢」「研究資料」「報告」の種別の希望を提示することはできるが、その決定は査読者の意見を踏まえて編集委員会が行う。
10. 掲載が決定した原稿の文書ファイルは、電子メールで学会事務局に送付する。その際、別刷りの希望部数とその表紙の有無について記す。
11. 掲載が決定した段階で、著作権を当学会に委譲するための文書が事務局より送付されるので、著者全員が署名し、返送する。
12. 初校正は著者の責任で校正するが、校正は原則的に印刷上の訂正に限って認める。

（平成25年2月12日改定）